滑川市の平成19年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

## 1. 健全化判断比率

健全化判断比率	平成 19 年度	早期健全化基準	財政再生基準
	(%)	(%)	(%)
①実質赤字比率	_	13.91	20.00
②連結実質赤字比率	_	18.91	40.00
③実質公債費比率	23.1	25.0	35.0
④将来負担比率	131.5	350.0	

## 2. 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
	(%)	( % )
滑川市水道事業会計	_	20.0
滑川市下水道事業特別会計	_	20.0
滑川市農業集落排水事業特別会計	_	20.0
滑川市工業団地造成事業特別会計	_	20.0

## <用語等の説明>

健全化判断比率:以下の①~④の比率を総称したもの。

①実質赤字比率:主に一般会計の収支が赤字かどうかの比率を示す。

簡略式=19年度の一般会計等の赤字額/標準財政規模

(注意)「一」は、黒字であることを示す。

②連結実質赤字比率:一般会計と特別会計全体の収支が赤字かどうかの比率を示す。

簡略式=19年度の全会計の赤字額の合計/標準財政規模 (注意)「-」は、黒字であることを示す。

③実質公債費比率:一般会計の地方債の償還額や特別会計の償還額のうち

一般会計で負担した額等/標準財政規模(3ヶ年平均)

簡略式=(19年度の一般会計の地方債償還額+特別会計の償還額の

- 一般会計負担分等)/標準財政規模
- ④将来負担比率:一般会計の地方債の残高や特別会計の地方債残高のうち 一般会計が負担すべき額や一部事務組合の地方債のうち 当市の負担予定額等の合計/標準財政規模
  - 簡略式= (19 年度の一般会計の地方債残高+特別会計の地方債残高 の一般会計負担分+一部事務組合の地方債残高の当市負担 分等) /標準財政規模

早期健全化基準:いわゆるイエローカードのラインであり、これを超えると外部監査等が必須となる。

財政再生基準:いわゆるレッドカードのラインであり、以前の財政再建団体 扱いのように、国の関与や規制が強くなる。

資金不足比率:公営企業会計等が資金不足かどうかの比率を示す。

簡略式(水道)= (流動負債-流動資産) / (営業収益-受託工事収益) 簡略式(水道以外)=資金の不足額/ (営業収益-受託工事収益) (注意)「-」は、黒字であることを示す。

経営健全化基準: いわゆるイエローカードのラインであり、これを超えると 経営健全化計画の策定が必須となる。